

## 公売財産の概要

売却区分 番号	1	見積価額	1,424,000円
		公売保証金	150,000円
財産の表示	<p>不動産 土地3筆</p> <p>【土地の表示】</p> <p>1 所在 曾於市末吉町諏訪方字船窪 地番 5519番4 地目 宅地 地積 129.85㎡</p> <p>2 所在 曾於市末吉町諏訪方字船窪 地番 5520番1 地目 宅地 地積 272.73㎡</p> <p>3 所在 曾於市末吉町諏訪方字船窪 地番 5520番3 地目 宅地 地積 504.00㎡</p>		
地域の状況	<p>対象不動産は、曾於市末吉町諏訪方の郊外部、一般住宅、農家住宅が散在する外、農地も多い地域に位置し風光明媚なところであるが、金融機関、郵便局、病院、スーパーマーケットなど各種利便施設への接近性はやや劣る状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・曾於市役所本庁舎まで約3,640m（道路距離）</li> <li>・曾於市立岩北小学校まで約3,750m（道路距離）</li> </ul>		
交通、接近状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象不動産は、市道「上高松・中尾谷線」沿いにあり、東方約1,620mで国道269号線に接続する。</li> <li>・菅渡バス停2,240m（道路距離）</li> </ul>		
画地状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空地</li> <li>・敷地内は全体的に雑草が繁茂している。</li> <li>・農家住宅跡地であり、表面上の構造物は見当たらないが、埋没構造物の有無については、未確認である。</li> <li>・間口約30m、奥行き約30m、規模906.58平方メートルのほぼ正方形で角地である。</li> <li>・道路からの高低差、傾斜はない。</li> <li>・地籍調査は完了しているが、境界杭等の確認はできず、隣接地との境界は不明瞭である。</li> </ul>		
地勢、眺望等	<p>地勢：平坦 眺望：普通 日照・通風：普通</p>		
幅員・接道状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員5mの市道（上高松・中尾谷線）及び幅員3mの農道（下高松・船窪中線、未舗装）に面接</li> </ul>		
法的規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域外 用途指定なし</li> <li>・基準建ぺい率：指定なし、基準容積率：指定なし</li> </ul>		
その他	<p>公売物件について不明な点等がありましたら、担当部署へお問い合わせください。 担当部署 鹿児島県 大隅地域振興局 県税課 管理納税第2係 電話番号 0994-52-2094（直通）</p>		
注意事項	<p>1 この公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「KSI官公庁オークション」という。）を利用して入札手続きを行います。公売参加希望者は、令和6年1月11日13時から令和6年1月30日23時までにKSI官公庁オークションの画面上で参加申込みを行ってください。また、公売に参加する際は「鹿児島県インターネット公売ガイドライン」をよくお読みいただき、確認同意の上、参加してください。当該ガイドラインは、鹿児島県のホームページでご覧いただけます。</p>		

- K S I 官公庁オークション  
URL : <https://kankocho.jp/>
- 鹿児島県インターネット公売ガイドライン  
(鹿児島県ホームページ内 くらし・環境 > 税金 > 公売情報)  
URL : <https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/koubai/index.html>
- 2 公売財産の詳細な内容については、令和6年1月11日13時からK S I 官公庁オークションの物件詳細画面で閲覧できます。鹿児島県ホームページ (URLは「1」に同じ) にも本県の公売情報を掲載しますので、ご覧ください。
- 3 地積表示は、不動産登記簿の表示によります。公売参加希望者は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認し、現地の状況を充分把握した上で入札してください。
- 4 土地の現況及び法令の規制等に関する現地説明会を、令和6年1月26日午前11時から開催します(所要時間は概ね20分程度の予定)。参加希望者は、開催時刻までに現地にお集まりください
- 5 この広告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。鹿児島県暴力団排除条例第6条に基づき、同条例第2条第1号から4号に該当する者は公売に参加できません。
- 6 この公売は、国税徴収法第99条の2及び同法施行規則第1条の2の規定により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。入札をしようとする者は、入札までに、大隅地域振興局長へ陳述書等を提出してください。詳しくは、鹿児島県インターネット公売ガイドライン「第2・2陳述書について(不動産の参加申し込みの場合)」、若しくは大隅地域振興局県税課管理納税第2係にてご確認ください。陳述書等の様式は、鹿児島県ホームページ (URLは「1」に同じ) に掲載しています。  
なお、入札までに陳述書等の提出が確認できない者に係る入札は無効となります。
- 7 入札者に国税徴収法第108条第1項及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
- 8 公売保証金の提供を要する公売財産のため、公売保証金の提供後でなければ、入札できません。
- 9 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定額は入札価額になります。
- 10 最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々のみによる追加入札を実施します。追加入札は開札日と同日に行います。追加入札の該当者は、K S I 官公庁オークションから送信される電子メールを確認の上、指定時刻までに追加入札を行ってください。指定時刻までに入札がない場合は、当初の入札額と同額で入札したものとみなします。追加入札を実施しても最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)により最高価申込者を決定します。
- 11 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ最高価入札価額から公売保証金の額を控除した額以上のもの)のよる入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。(国税徴収法第104条の2)。なお、次順位による買受申込みの催告は、最高価申込者決定後直ちに、大隅地域振興局から電子メールにて行います。
- 12 次順位買受申込者に対して売却決定した場合は、新たな買受代金の納付期限を令和6年3月12日午後2時30分とします。
- 13 上記売却決定の日時(令和6年3月5日午前10時)までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金納付期限が変更されることがあります。14 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取消します。
- 15 買受代金の納付は、鹿児島県が指定する口座へ銀行振込又は現金(鹿児島手形交換所管内の銀行が振出した小切手を含む。ただし、振出日から起算して8日を経過していないものに限る。)に限ります。

	<p>16 公売財産の権利移転について登記が必要になります。権利移転登記に伴う費用（移転登記の登録免許税等は買受人の負担となります。買受人は、上記の代金納付期限（令和6年3月5日午後2時30分）までに、鹿児島県ホームページ（URLは「1」に同じ）より「所有権移転登記請求書」を印刷して必要事項を記入、署名、なつ印の上、次の書類を添えて、大隅地域振興局長へ提出してください。</p> <p>なお、次順位買受申込者に対して売却決定した場合は、新たな代金納付期限（令和6年3月12日午後2時30分）が書類の提出期限となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 売却決定通知書</li><li>② 市町村発行の固定資産評価証明書</li><li>③ 登録免許税相当額の納付済領収証書</li><li>④ 個人の場合は住民票（謄本又は抄本）、法人の場合は法人（会社等）の登記事項証明書</li></ul> <p>17 権利移転及び公売に伴う危険負担の移転時期は、買受代金の全額を納付した時です。</p> <p>18 公売財産に、財産の種類又は品質に関する不適合があっても、鹿児島県は担保責任を負いません。</p> <p>19 鹿児島県は、買受人に対して公売財産の引渡義務を負いません。公売財産内の構造物等の撤去・取壊を行う場合は、全て買受人が行うことになります。</p> <p>20 土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。</p> <p>21 土壌汚染などに関する専門的な調査は行っていません。</p>
--	--